

泉北環境整備施設組合郵便等による非参集型入札要綱

平成 24 年 8 月 30 日
告示 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）における入札及び契約制度の透明性、公平性及び競争性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減を図るために実施する郵便等による非参集型入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる案件)

第 2 条 郵便等による非参集型入札の対象となる入札は、指名通知等において「郵便等による非参集型入札」として管理者が通知するものとする。

(入札書等の提出方法)

第 3 条 入札参加者は、入札書その他組合が提出を求めた書類（以下「入札書等」という。）を、あらかじめ組合が指定する日までに組合に到達するよう郵送し、又は持参しなければならない。

- 2 郵送により入札書等を提出する場合は、所定の事項を全て記入押印した上で、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で送付しなければならない。
- 3 前項の規定に基づく郵送により発生する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札書の保管等)

第 4 条 前条の規定により、入札書等が組合に到達したときは、入札事務執行者はこれを開封せず、開札日時まで厳重に保管するものとする。

- 2 入札参加者は、組合に到達した入札書等について、書換え、引換え又は撤回することができない。

(開札の立会い)

第 5 条 入札参加者は、入札立会人（以下「立会人」という。）として開札に立ち会うことができる。

- 2 前項に定める立会いにおいて、入札参加者は代理人を定め、立会人として立ち会うことができる。この場合において、入札参加者は、委任状を提出しなければならない。
- 3 開札時になっても立会人が参集しないときは、組合職員のうち、当該入札事務執行者以外の者が立ち会うこととする。
- 4 立会人は、当該入札終了後に入札立会確認書に記名押印しなければならない。

(開札)

第 6 条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

(入札の中止又は延期)

第 7 条 管理者は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、郵便事情等により入札執行が困難であるとき、その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は延期することができる。

(入札結果等の公表)

第8条 管理者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに、入札結果を公表する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、郵便等による非参集型入札に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月19日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第6号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月8日告示第16号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公表の日の前日までに、泉北環境整備施設組合郵便入札要綱の規定により指名通知を行った入札案件については、なお従前の例による。